

# 人材開発支援助成金における**訓練経費の負担の取扱い**を 令和6年11月5日から明確化しました

人材開発支援助成金において、訓練経費の助成を受けるためには、「**訓練等に要した経費を支給申請までに申請事業主が全て負担していること**」が要件となっています。

今般、教育訓練機関や教育訓練機関に関連する者（以下、「教育訓練機関等」という。）と申請事業主との間で業務委託契約を締結することにより、教育訓練機関等から申請事業主に対して入金が行われ、実質的に訓練経費の返金が疑われる事案が確認されたことを受けて、**教育訓練機関等から申請事業主に対する金銭の提供等、訓練経費の負担の取扱いについて、以下のとおり明確化しました。**

※ 従前から、申請事業主の負担額の実質的な減額となる金銭の支払がある場合は、支給対象外ですが、支給要領の改正により、本取扱いを明確化しました。

## 1 申請事業主の訓練経費の負担に係る留意点

申請事業主の教育訓練機関に対する訓練経費の支払が完了しているか否かにかかわらず、申請事業主が、教育訓練機関等※1から、実施済みの訓練経費の全部又は一部につき、申請事業主の負担額の実質的な減額となる金銭の支払い（訓練経費の返金を含む。）を受けた場合や受ける予定がある場合等には、「**訓練等に要した経費を支給申請までに申請事業主が全て負担**」したことにはならないため、本助成金の支給対象経費には該当しません。

特に、次のケースに該当する場合、支給対象経費に該当しないものとして取扱います。

- 教育訓練機関等から申請事業主への入金額※2と助成金支給額の合計が訓練経費と同額の場合
- 教育訓練機関等から、訓練に係る広告宣伝業務（例：訓練成果等に関するレビューや訓練を受講した感想・インタビューの実施等）の対価として金銭を受け取った場合
- 教育訓練機関等から、「研修の実施に際して費用負担がかからない」等、当該訓練を行うための負担軽減に係る提案を受け、提案の前後にかかわらず金銭を受け取った場合（営業協力費、協賛金など名目を問いません。）
- その他、訓練等に付随して教育訓練機関等と締結した契約に基づき金銭を受け取った場合

※1 教育訓練機関等には、申請事業主のために訓練等を提供する教育訓練機関だけでなく、当該教育訓練機関との関連がある者（資本等の関連のある者、代表者が同一人物である者、業務上の関係がある者、その他事業主等から教育訓練機関への訓練経費の支払いに関連して、事業主等に金銭等を提供する者）を含みます。また、法人や個人を問いません。

※2 金銭による利益提供以外に、クーポン券等の金銭的価値のあるもののほか、消費貸借契約に基づく貸付、他の支払いの相殺・免除、製品やサービスの提供その他の経済的な便宜等を受ける場合も含まれます。

## 2 提出書類の変更について

人材育成支援コース、人への投資促進コース（長期教育訓練休暇等制度以外）、事業展開等リング支援コースの計画届及び計画変更届について、新たに「教育訓練機関と訓練契約を締結することとなった経緯」に関する項目を追加しました。

また、教育訓練機関等から訓練費用の負担軽減に係る説明資料（受講案内を除く）を提供された場合は、当該資料の提出が必要となります。

なお、この内容が適用されるのは、「職業訓練実施計画届（様式第1-1号）」の届出日が、**令和6年11月5日以降**であるものとなります。

本助成金のご利用にあたりご不明な点は、管轄の労働局にお問い合わせ下さい。



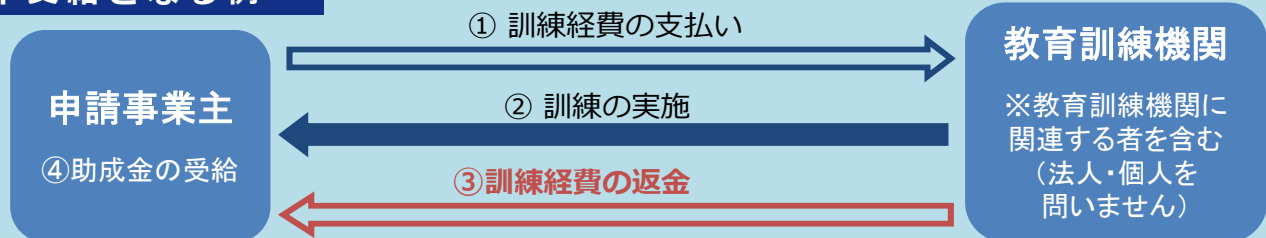


# 人材開発支援助成金の不適正な勧誘にご注意ください 不正受給事案は事業主名・教育訓練機関名を公表します※

※ 支給決定取消等を行った額が100万円未満を除く。

- 人材開発支援助成金は、申請事業主が従業員に訓練を受講させ、**訓練経費を全て負担する**等支給要件を満たした場合に、訓練経費の一部等を助成する制度です。
- 昨今、**助成金を活用して従業員に訓練を実質無料で受けさせることができるなどと謳い、本来受けることができない助成金・訓練の提案・勧誘を行う訓練機関やコンサルティング会社などが存在しているという情報が寄せられています。**
- 返金を受けることなどにより、実際に申請事業主が全て訓練経費を負担していない場合は、支給要件を満たしませんので、助成金を受給することはできません。**場合によっては、不正受給を行った事業主として、事業主（企業）名や代表者名を公表します。また、悪質な場合は、捜査機関に刑事告訴を行います。**

## 不支給となる例



- その他、次のような場合は、**申請事業主が訓練経費を全て負担しておらず、経費助成の対象外**です。
- ・教育訓練機関等から、訓練に関する広告宣伝業務（例：訓練成果等に関するレビューの提供や訓練を受講した感想・インタビューの実施等）の対価として金銭を受け取ったとき
  - ・教育訓練機関等から、「研修の実施に際して費用負担がかからない」等、当該訓練を行うための負担軽減に係る提案等を受け、金銭を受け取ったとき
  - ・その他、訓練等に付随して教育訓練機関等と締結した契約等に基づき金銭を受け取ったとき

## 労働局の審査・調査にご協力いただけない場合、不支給になります。

- ✓ 事前予告無しの調査を行うことがあります。支給決定後も調査を行うことがあります。
- ✓ 雇用保険法第79条に基づく立入検査を実施することがあります。
- ✓ 総勘定元帳など会計帳簿を求めることがあります。
- ✓ 申請書類は、支給決定日の翌日から起算して5年間保存してください。

## 申請事業主が不正受給を行った場合、以下の措置を講じます。

- ✓ 事業主名（法人）名、代表者名、役員名などの公表
- ✓ 「不正受給した金額」に加え、「当該額の2割相当額」「延滞金」の合計額の請求
- ✓ 不正受給決定日から5年間、人材開発支援助成金を含む雇用関係助成金の不支給

- 教育訓練機関等より本来受けることができない助成金の勧誘・提案を受けた場合は、労働局に**情報提供**をお願いします。また、その判断に迷う場合は、労働局にご**相談**ください。
- 本来受けることができない助成金を受給した場合は、必ず労働局に**申告**するとともに、速やかに助成金の返還をお願いします。
- 「代理人（従業員）に全て任せていた」など代表者が知らなかったとしても、事業主が不正受給を行ったこととなります。
- 人材開発支援助成金は、訓練機関等の認定や指定を行っていません。訓練機関等から必ず支給されると説明を受けたとしても、労働局による支給審査の結果、支給されないこともありますので、ご自身で支給要領やパンフレットの支給要件をご確認いただき、適正な申請をお願いします。

東京労働局長 殿

人材開発支援助成金の支給申請にかかる確認申立書

人材開発支援助成金の支給申請（計画番号： ）を行うにあたり、次の1から5までの記載事項については、いずれも事実と相違ありません。

1. 訓練機関等との当該訓練に関係する一連の契約に関する書類（契約、覚書等）（以下、「契約書等」という。）については、現在東京労働局に提出している書類以外ありません。
2. 訓練機関等との契約書等には、助成金が支払われないことに伴う訓練経費の全部又は一部を返金する規定はありません。
3. 訓練機関等との契約書等により、支給申請日までに訓練経費の一部でも返金（申請事業主の負担額の実質的な減額となる性質を有する金銭の支払い）が行われた事実はありません。また、支給申請日以降に訓練経費の返金に相当するものが行われることもありません。
4. 人材開発支援助成金の支給申請後（支給決定後も含む。）、訓練機関等から訓練経費の返金があった場合、速やかに申し出ます（定額制サービスによる訓練について、訓練の実施期間中に支給申請した後、契約期間の終了日前に解約したことによる返金を含む。）。
5. 今後（支給決定後も含む。）、助成金の適正支給に関して、東京労働局が実施する調査に応じ、総勘定元帳を含む必要書類の提出依頼があった場合、人材開発支援助成金の支給決定後においても調査協力することに異存はありません。

事業主 所在地  
名称  
代表者役職名  
氏名

代理人 所在地  
または 名称  
社会保険労務士 氏名  
提出代行者  
事務代理者

（該当に○）

記載にあたっての留意点

1. 「1」から「5」について該当しない項目がある場合、助成金の支給を受けることはできません。
2. 本確認申立書において事実と異なる申し立てを行った場合、助成金の支給を受けることはできません。また、故意に偽りの証明を行うことは不正受給に該当し、刑事告訴の対象となる場合があります。
3. 「訓練機関等」とは、訓練実施機関及び訓練実施機関に代わって訓練にかかる費用の返金（申請事業主の負担額の実質的な減額となる性質を有する金銭の支払いを含む。）を行う機関等の全てを指します。
4. 「5」については、支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）及び人材開発支援助成金 事前確認書（様式第11号）においても確認をおこなっていますが、本確認申立書においても重ねて確認を行うものです。

代理人等が支給申請等に係る手続きを代理する場合であっても、必ず申請事業主自身が内容をご確認いただき、確認した年月日と事業主欄をご記載ください。